

(届出概要説明資料)

審議案件に関する概要

平成30年 5月 9日第二部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)
届出日	平成29年11月29日
担当部署	渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社函館遊機販売	函館市西桔梗町589番地50

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	ツルハドラッグ函館桔梗南店 函館市桔梗2丁目10	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	
(3) 新設日	平成30年7月30日	
(4) 店舗面積の合計	1,362㎡	
(5) 施設の 配置	駐車場の収容台数	45台
	駐輪場の収容台数	22台
	荷さばき施設面積	27㎡
	廃棄物保管施設容量	7㎡
(6) 施設 の 運営方法	開店・閉店時間	株式会社ツルハ 開店時間 午前 7時00分 閉店時間 午後 9時50分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分から午後10時まで
	駐車場の出入口数	出入口2箇所、入口1箇所、出口1箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分から午後10時00分まで

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数45台≤駐車場台数45台
	従業員駐車場等の整備	来客駐車場とは別に敷地内に4台を確保

駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	22（駐輪場22台、自動二輪0台）								
来客車両等の入出庫方法	平面自走式								
搬入車両等の誘導	共用								
歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設け歩行者や自転車の安全確保に配慮する。</li> <li>・道路境界線は、車止めを整備し歩行者の安全確保に配慮する。</li> <li>・各出入口に一旦停止ラインを標示し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。</li> <li>・身体障害者専用及び高齢者優先駐車マスは、利用しやすい場所に設置して配慮する。</li> <li>・出入口が面する道路が通学路の場合には、「学童注意」等の注意喚起看板を設置し、交通安全に配慮する。</li> </ul>								
交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し円滑な交通誘導と安全対策に努める。</li> <li>・なお、配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応する。</li> </ul>								
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口付近の見通しが悪化等、交通安全上の問題が発生しないよう、計画的に雪を搬出する。</li> <li>・除排雪業者と契約し、降雪10cm程度で出勤し駐車場内に一時堆積をするが、適切に排雪し駐車台数の確保に努める。</li> </ul>								
その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗への主な来店経路については、開店時や販促時にチラシを利用し周知させ交通渋滞の緩和に配慮します。</li> </ul>								
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベル予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価			
			1	55dB	36dB	○			
			2	55dB	35dB	○			
			3	55dB	45dB	○			
			4	55dB	40dB	○			
	夜間の等価騒音レベル予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価			
			1	45dB	23dB	○			
			2	45dB	22dB	○			
			3	45dB	26dB	○			
			4	45dB	22dB	○			
	夜間の音源毎騒音レベル最大値予測結果	予測地点	音源の種類	区域の区分	敷地境界 適用される規制基準値	敷地境界 予測結果	直近住居壁際等 適用される規制基準値	直近住居壁際等 予測結果	評価
		a 1	冷凍機①	第2種区域	40dB	50dB	a 1'	40dB	26dB
a 2		排気①	第2種区域	40dB	33dB				◎

		排気② 第2種区域	◎
		評価欄 ◎：騒音レベルの最大値が敷地境界で満足 ○：騒音レベルの最大値が直近住居壁際で満足。 ×：住居壁際で規制基準を超過。	
騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を行うよう指導する。</li> <li>・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。</li> <li>・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後10時から午前6時まで）は行わない。</li> </ul>		
荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な搬入を行うことにより、搬入台数を減ささせ騒音の軽減に努める。</li> <li>・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。</li> </ul>		
付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室外機は低騒音型の機種を設置し、騒音の軽減に配慮する。</li> </ul>		
青少年等の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉店後については、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じる。</li> </ul>		
その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じる。</li> <li>・住民から苦情が発生した場合は迅速に対応を図る。</li> </ul>		
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 5.905 m <sup>3</sup> ≤ 設置容量 6.750m <sup>3</sup>	
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物保管施設は屋内密閉型で、廃棄物は飛散しない。</li> </ul>	
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。</li> <li>・法や条例に基づき適切な運搬・処理を行う。</li> </ul>	
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。</li> <li>・古紙等のリサイクルを徹底する。</li> </ul>	
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理臭や生ゴミは基本的に発生しない。</li> </ul>	
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、適正な対応策を講じる。</li> </ul>	
(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮する。</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図る。</li> </ul>
(5) 防災対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力する。</li> </ul>
(6) 防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉店後は、機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。</li> <li>・自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮する。</li> <li>・所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。</li> </ul>
(7) 関係行政機関との協議状況	
北海道警察本部交通部交通規制課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月25日、届出書案一式を提出し、10月13日の函館中央警察署からの指摘事項等を説明。</li> <li>① 国道側出入口の数を右折出庫禁、右折での入庫については了承した。署の指導に従うこと。 ⇒ 了知</li> </ul>
北海道警察函館方面本部 函館中央警察署交通第一課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月13日、最終届出書案一式を提出し、施設配置及び交通対策に関して説明。</li> <li>① 国道側出入口を1箇所取り止めにする件については了承した。なお、国道側出入口については、全て右折での出庫を禁止する看板を設置すること。 ⇒ 国道出入口について調整を行い、右折出庫禁止の看板を設置する。</li> <li>② 通学路対策として、一時停止、学童注意等の注意喚起看板を設置すること。 ⇒ 通学路対策として、一時停止、学童注意等の注意喚起看板を設置する。 なお、国道出入口の変更に伴い、改めて協議する。</li> <li>・11月13日、変更した最終届出書案一式を提出し、改めて施設配置及び交通対策に関して説明。</li> <li>① 前回の協議のとおり、国道側出入口の右折出庫禁止と通学路対策としての注意喚起看板を設置すること。 ⇒ 指摘があった看板は設置する計画。</li> <li>② ツルハドラッグと飲食店との間の一方通行</li> </ul>

		<p>の車路に、路面表示をして明確にすること。 ⇒ 一方通行の車路に路面表示をし、明確にする。</p>
函館市	環境部環境対策課	<p>・ 11月13日、配置計画の変更経緯を説明し、最終届出書案一式を提出し、騒音関連について説明。</p> <p>① 事案内容を確認し、後日連絡する。</p> <p>平成30年11月16日（電話にて） 環境対策課から、届出内容について、特に問題はない。</p>
	環境部環境推進課	<p>・ 11月13日、配置計画の変更経緯を説明し、最終届出書案一式を提出し、廃棄物関連について説明。</p> <p>① 事案内容を確認し、後日連絡する。</p> <p>平成30年11月15日（電話にて） 環境推進課から、届出内容について、特に問題はない。</p>
	教育委員会学校教育部保健給食課	<p>・ 11月13日、最終届出書案一式を提出し、立地状況等を説明し、学区や通学路を確認する。</p> <p>① 店舗が面する国道5号線は、桔梗小、中学校の学区であり通学路としての指定があることから、工事中の安全対策をしっかり行ってほしい。 施工業者が確定したら、着工前に両校へ工事期間中の安全対策について説明に行くこと。教育委員会より両校へ事前に連絡をする。 ⇒ 施工業者が確定したら、両校へ説明に行くこととする。</p> <p>② 店舗開店後については、出入口に注意喚起看板を設置するなどの対策をとること。 ⇒ 出入口については警察指導もあり、注意喚起看板を設置する計画。</p> <p>・ 2月14日、桔梗中学校へ工事期間中の安全対策について説明。</p> <p>① 生徒の登下校の時間帯は、登校7:30頃から8:00頃まで、下校時間帯は15:30頃から16:00過ぎ頃までに集中する。 ⇒ 大型車両の搬出入は登下校の時間帯は避ける計画。やむを得ない場合の搬出入時には交通整理員を配置など、児童の安全対策に努める。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2月14日、桔梗小学校へ工事期間中の安全対策について説明。</li> <li>① 生徒の登下校の時間帯は、登校 7:30 頃から 8:10 頃まで、下校時間帯は 14:15 頃から 15:30 頃までに集中する。 ⇒ 大型車両の搬出入は登下校の時間帯は避ける計画。やむを得ない場合の搬出入時には交通整理員を配置など、児童の安全対策に努める。</li> <li>② 店舗にご迷惑がかかるような児童を見かけたら、すぐに学校に連絡を頂ければ児童に注意する。 ⇒ 了知</li> </ul>
<p>都市建設部 都市計画課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月13日、配置計画の変更経緯を説明し、駐車場法第11条に定める技術基準の適合協議書(案)を提出。</li> <li>① 駐車場法の適合協議書に添付する配置図は、大店立地法で届出する配置図と同じものとし、飲食店舗が確定しドライブスルーなどの設置により、路面表示が変更となる場合は、改めて変更協議書を提出すること。 ⇒ 駐車場法の適合協議書について、後日提出する。</li> <li>② ツルハドラッグと飲食店の間の車路が5.5m以下で、一方通行として運用するのであれば、矢印と進入禁止などの表示を明確にすること。 ⇒ ツルハドラッグと飲食店の間の車路に一方通行を示す矢印と進入禁止の路面表示をする。</li> </ul>
<p>経済部商業振興課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月13日、配置計画の変更経緯を説明し、最終届出書案一式を提出し概略を説明。</li> <li>① 事前に関係各課と協議を行うこと。 ⇒ 承知</li> </ul>
<p>土木部管理課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月13日、配置計画の変更経緯を説明し、市道側の出入口について相談。</li> <li>① 搬入車両の出入口は、交差点曲り角から5m以上離れているか。 ⇒ ご指摘のとおり、5m離れた位置で設計している。</li> <li>② 市道側は歩道がないため、出入口以外はバリカ等を設置して、どこからでも出入できない構</li> </ul>

		<p>造とすること。 ⇒ 出入口以外は、バリカ等を設置することとしている。</p> <p>③ 縁石の付け替えや幅などの技術協議は、今後施工業者が確定したら事前協議を行うこととする。 ⇒ 具体的協議は、施工業者が確定したら事前協議を行うこととする。</p>
道路管理者	国土交通省北海道開発局函館開発建設部 函館道路事務所	<p>・ 10月12日、施設配置図提示し、国道側出入口の数について協議。</p> <p>① 国道側の出入口の数は、当局の規定からツルハドラッグと飲食店の2店舗を含めて3箇所までとする。 ⇒ 施設としては、国道側出入口を4箇所計画していたが、3箇所にし、場内についても設計変更とする。</p>
その他関係機関		

4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	なし
(2) 住民等の意見	なし

5. 道（渡島総合振興局連絡調整会議）の意見

<p>【環境生活課意見】 北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、特定駐車場（駐車場面積が500㎡以上）の設置者は利用者に対し、アイドリングストップを行うよう、その旨を表示した看板等の設置が必要です。</p>
---